

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改め、同項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に、「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 60歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、62歳）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員

附則第5項第1号中「以下」を「前項第3号に掲げる職員を除く。以下」に改める。

附則第6項中「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改める。

附則第7項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。